

平成二十三年十一月十五日受領
答 弁 第 三 一 号

内閣衆質一七九第三一号

平成二十三年十一月十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連携協定（TPP）のルール策定に我が国が影響を及ぼすことができる余地等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出環太平洋経済連携協定（TPP）のルール策定に我が国が影響を及ぼすこ

とができる余地等に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

御指摘の「文書」が具体的に何を指すのか明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

八について

環太平洋パートナーシップ協定交渉は、来年も継続する見通しであると承知していることから、我が国が当該交渉に参加することは可能であると認識しており、我が国が当該交渉に参加した場合に御指摘の「我が国の国益に沿うルール策定」を主張することは可能であると考えている。